概要版　新発田市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）　R8.6 月改訂

第１章　基本的な考え方

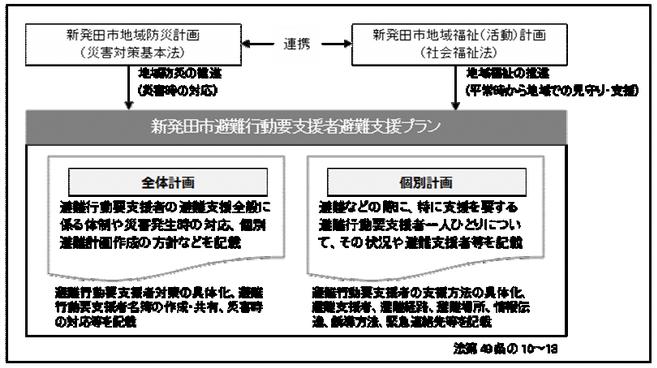
１目的

・本避難支援プランは、災害対策基本法（以下「法」）という。）や国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、災害時に避難行動要支援者が迅速かつ確実に避難できるよう、支援体制を整備することを目的としています。

・「自助・共助・公助」が連携し、各主体がその役割と責任を的確に果たすことで、安全確保を図り、市民一人ひとりの生命と暮らしを守る、災害に強い地域社会の実現を目指して、平常時における避難行動要支援者情報の的確な把握・管理、災害時における確実な情報の伝達、安全かつ円滑な避難誘導、避難先での支援などが適切に行われる体制を構築するため、平常時の福祉活動の中で災害時の避難支援も切れ目なく行える体制の構築を図ります。

２計画の位置付け

・この計画は、法改正と国の取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を活用して、地域防災計画に定める要配慮者の安全確保を具体化するものです。



第２章　避難行動要支援者の対象等

１避難行動要支援者

要配慮者（法第 8 条第 2 項第 15 号）
高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に特に配慮が必要な方

避難行動要支援者（法第 49 条の 10）
要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者　**避難行動要支援者名簿登録** → **同 意 者** / **未同意者**

２避難行動要支援者の範囲（名簿登録要件）

・避難行動要支援者として名簿に登録する範囲は、生活の基盤を自宅としている方のうち、以下の要件に該当する方としています。

⑴　要 介 護 ３～５の方
⑵　身体障害者手帳１～３級の方
⑶　療育手帳 A 判定の方
⑷　精神障害者保健福祉手帳１級の方
⑸　指定難病患者（特定医療費受給者）のうち、市へ情報提供があった方
⑹　自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方

■避難支援等関係者

・警察署、消防、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町内会、自主防災組織、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなど、平常時から避難行動要支援者の見守りや個別避難計画作成に協力する機関・団体としています。

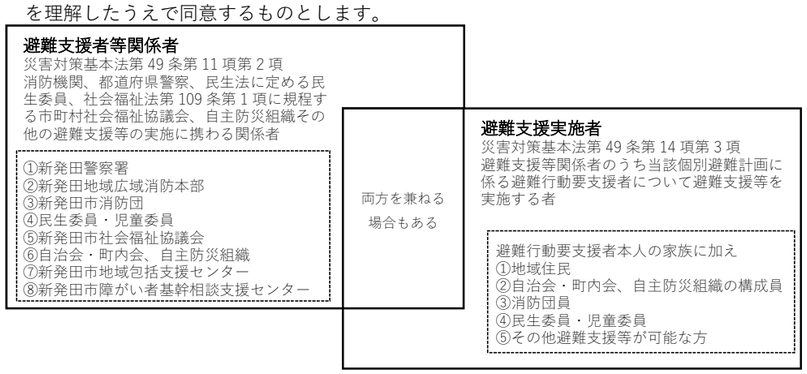
■避難支援等実施者

・避難行動要支援者本人の家族に加え、地域住民、自治会・町内会や自主防災組織の構成員、消防団員、民生委員・児童委員などとしています。

■安全確保と責任

・避難支援活動は共助に基づくものであり、避難支援等実施者自身の安全を最優先とし、危険な状況下での無理な支援は行わず、法的責任を問われないことを前提としています。

・また、避難行動要支援者本人や家族は、支援活動は災害等の状況によっては必ず支援が行われるものではなく、避難支援等実施者の安全が確保できる範囲内での支援となることを理解したうえで同意するものとします。



第３章　避難行動要支援者情報の把握・共有

■避難行動要支援者名簿の作成と管理

・市では、法第 49 条の 10 第３項に基づき、要介護認定や障がい者等の情報をもとに「避難行動要支援者名簿」を作成・管理します。

・名簿は、法第 49 条の 10 第２項に規定に基づき、氏名、生年月日、住所、連絡先、避難支援を必要とする理由などを記載し、紙媒体と電子媒体で管理します。

■名簿の種類と情報提供

・名簿は以下の２種類に分かれ、それぞれ情報提供の範囲が異なります。

全 体 名 簿	・登録要件を満たす全ての避難行動要支援者を掲載した名簿 ・災害時に同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供します
同意者名簿	・全体名簿のうち、事前に情報提供に同意した方のみを抽出した名簿 ・平常時から個別避難計画の作成などに活用するため避難支援等関係者に提供します ・未同意の方も、災害時には全体名簿として提供します

■個人情報の適正管理と更新

・名簿の適正な管理のため、情報漏えい防止措置（使用制限、取扱者限定、施錠管理など）を徹底します。

・名簿は随時更新され、紙媒体は年１回（4 月）に更新します。災害時における行政機能の低下に備え、名簿のバックアップ体制も整備します。

第４章　避難行動要支援者支援体制の推進

■「避難支援等関係者連絡会議」の設置

・避難行動要支援者の避難支援を効果的に推進するため、庁内の関係課と避難支援者となる福祉部門の関係機関・団体等が連携する横断的な組織を設置します。

・避難支援プランの策定・改訂、支援体制の検討・調整、関係者との連携強化、制度の普及啓発、個別避難計画作成支援の推進などを行います。

第５章　避難情報の伝達

■避難情報の発令

・避難行動要支援者の避難の目安：警戒レベル３（高齢者等避難開始）

■多様な情報伝達手段の活用

・避難行動要支援者を含む要配慮者へ確実に情報を伝達するため、市はテレビ、市ホームページ、緊急速報メール、新発田あんしんメール、SNS、緊急告知エフエムラジオ、広報車など、複数の伝達手段を活用します。避難支援等関係者も、これらの情報に加え、可能な限り避難行動要支援者へ情報を伝達するよう努めます。

第６章　避難支援・安否確認

■個別避難計画に基づく情報伝達と安否確認

・避難支援者等は、市からの避難情報を個別避難計画に基づき、訪問、電話、ファックスなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段で伝達します。情報伝達時には安否確認を行い、本人や居住家屋の被害状況を把握します。

■安全な避難誘導

・避難情報が発令された場合や自宅に留まることが危険な場合は、避難行動要支援者を安全なルートで最寄りの指定緊急避難場所や指定避難所へ誘導します。

・危険な場合は無理な避難を避け、自宅や近くの安全な場所への避難も選択肢とし、必要に応じて消防や警察に救助要請を行います。

■事前の備えと訓練

・ハザードマップを活用し、事前に避難所までの安全な経路、避難場所、支援方法を確認します。

・避難行動要支援者の健康状態や個人情報保護に配慮しつつ、避難行動要支援者本人や家族の理解を得て地域の実情に合わせた訓練を実施します。

第７章　避難所等における支援体制

■避難所の環境整備

・市は、避難所のトイレ環境、暖房機器、プライバシー確保のための間仕切りなど、要配慮者の視点に配慮した設備整備に努めます。

■要配慮者への情報提供と支援

・視覚・聴覚障がい者等への情報提供に特別な配慮を行い、福祉関係団体やボランティア等と連携し、要配慮者が他の支援を得られるよう図ります。

・福祉避難所での受け入れが必要な避難者が避難所に来た場合、避難所内に避難行動要支援者のための区画された「福祉避難スペース（室）」を準備し、巡回する保健師等による健康管理に努めます。

第８章　個別避難計画の作成

■個別避難計画の目的

・個別避難計画は、災害時に避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、一人ひとりの状況に合わせて作成される計画です。

■個別避難計画の作成

・避難支援が特に必要な方から優先的かつ、段階的に作成します。

・個別避難計画には、全体名簿の情報に加え、法第 49 条の 14 第３項の規定に基づき、避難支援実施者、避難場所及び避難所（避難経路等）、緊急連絡先など避難支援に必要な情報を具体的に記載します。

■作成体制と管理

・計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人やその家族が主体となり、避難支援等関係者が協力・支援します。

・作成された個別避難計画は適切に管理され、避難支援等関係者間で情報共有が行われます。また、避難行動要支援者の状況変化に合わせて、定期的に計画の見直しと更新を行います。

（編集・発行）
新発田市高齢福祉課・地域安全課